

富山県第 3 期障害福祉計画
(素案たたき台)

平成 23 年 12 月



目 次

I	基本的理念等	1
1	目的及び趣旨	1
2	障害福祉計画の位置付け	2
3	基本的理念	3
4	障害福祉計画の期間及び見直しの時期	4
5	区域の設定	5
6	障害福祉サービスの体系	6
II	平成26年度の数値目標の設定	9
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	9
2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	10
3	福祉施設から一般就労への移行等	11
III	各年度における指定障害福祉サービス、 <u>指定地域相談又は指定計画相談支援</u> の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	13
1	各年度における指定障害福祉サービス、 <u>指定地域相談又は指定計画相談支援</u> の種類ごとの必要な量の見込み	13
2	指定障害福祉サービス、 <u>指定地域相談又は指定計画相談支援</u> の見込量の 確保のための方策	19
IV	各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数	22
V	指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために 講ずる措置	23
1	サービス提供にかかる人材の研修	23
2	指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	24
3	障害者に対する虐待の防止	25
VI	富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項	26
1	専門性の高い相談支援事業	27
2	広域的な支援事業	30
3	各種人材の養成	32
4	その他	33
VII	障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	34
VIII	<u>障害児支援のための計画的な基盤整備</u>	35

I 基本的理念等

1 目的及び趣旨

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）において、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

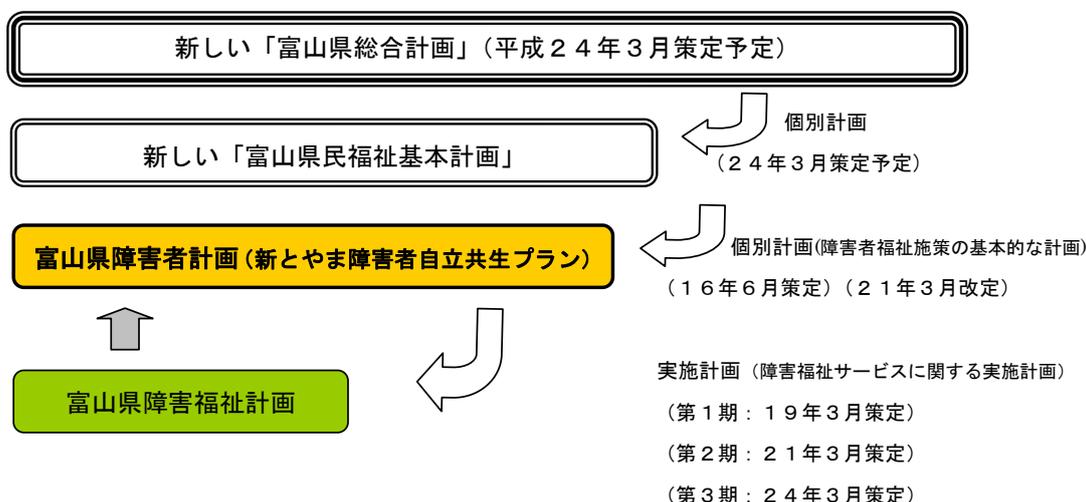
この富山県障害福祉計画（以下「本計画」という。）は、障害者自立支援法の施行及び「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）による法の改正を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成26年度末の数値目標を設定するとともに、平成24年度から平成26年度までの障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにするものです。

2 障害福祉計画の位置付け

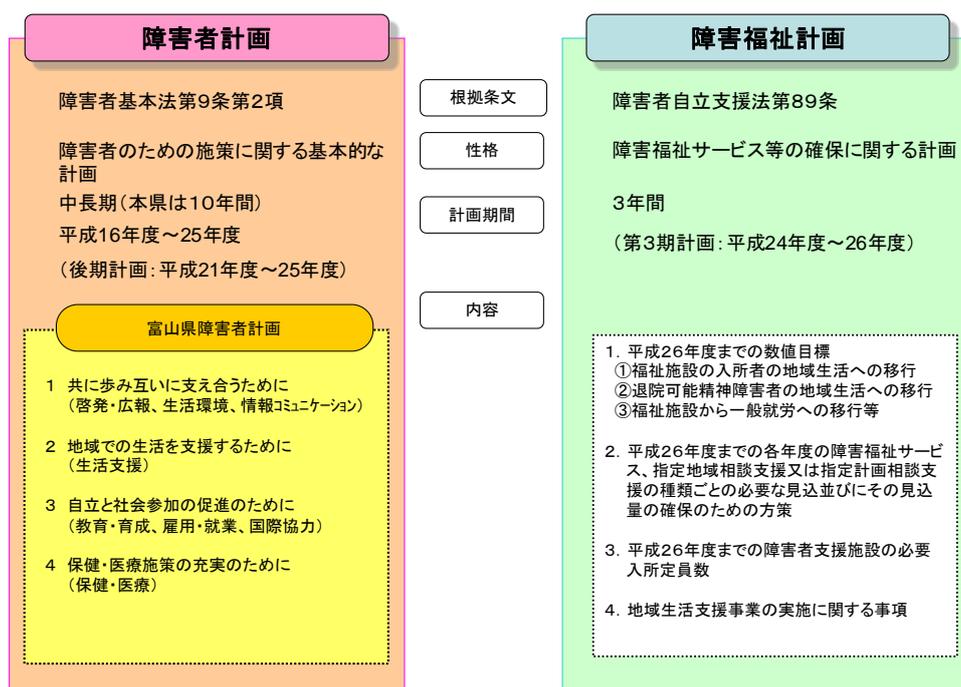
本計画は、障害者自立支援法第89条第1項に基づく富山県の障害福祉計画であり、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号。以下「国指針」という。)」に即して策定するものです。

また、障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画として平成16年6月に策定した「富山県障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画として位置付けるものです。

<計画の位置付け>



<障害者計画との関係>



3 基本的理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、次の点に配慮して計画を作成します。

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合うとともに、障害者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、障害者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図り、市町村への適切な支援を行うことにより、地域間で格差のある障害福祉サービスの均てんを図ります。

また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。高次脳機能障害についても同様です。

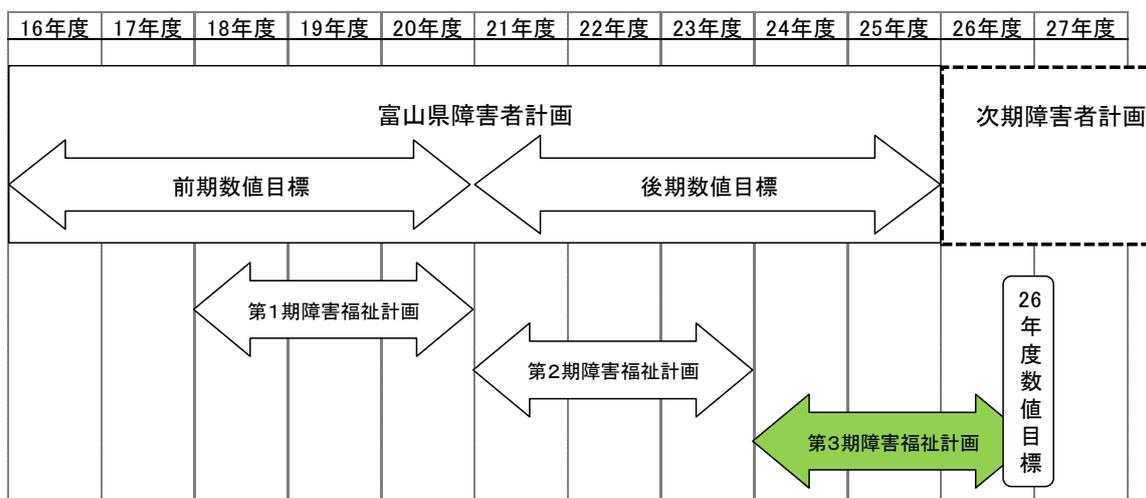
(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

4 障害福祉計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間（第3期障害福祉計画）とします。

平成26年度を目標年度として位置づけ、その目標年度（平成26年度）の数値目標を設定し、第3期障害福祉計画を策定します。



5 区域の設定

「富山県障害者計画」で設定した障害保健福祉圏域と同一の4つの圏域（富山、高岡、新川、砺波）を設定し、障害者の生活に密接に関わりを持つ保健、医療、福祉のサービスの連携や広域的なサービス体系の整備を推進します。

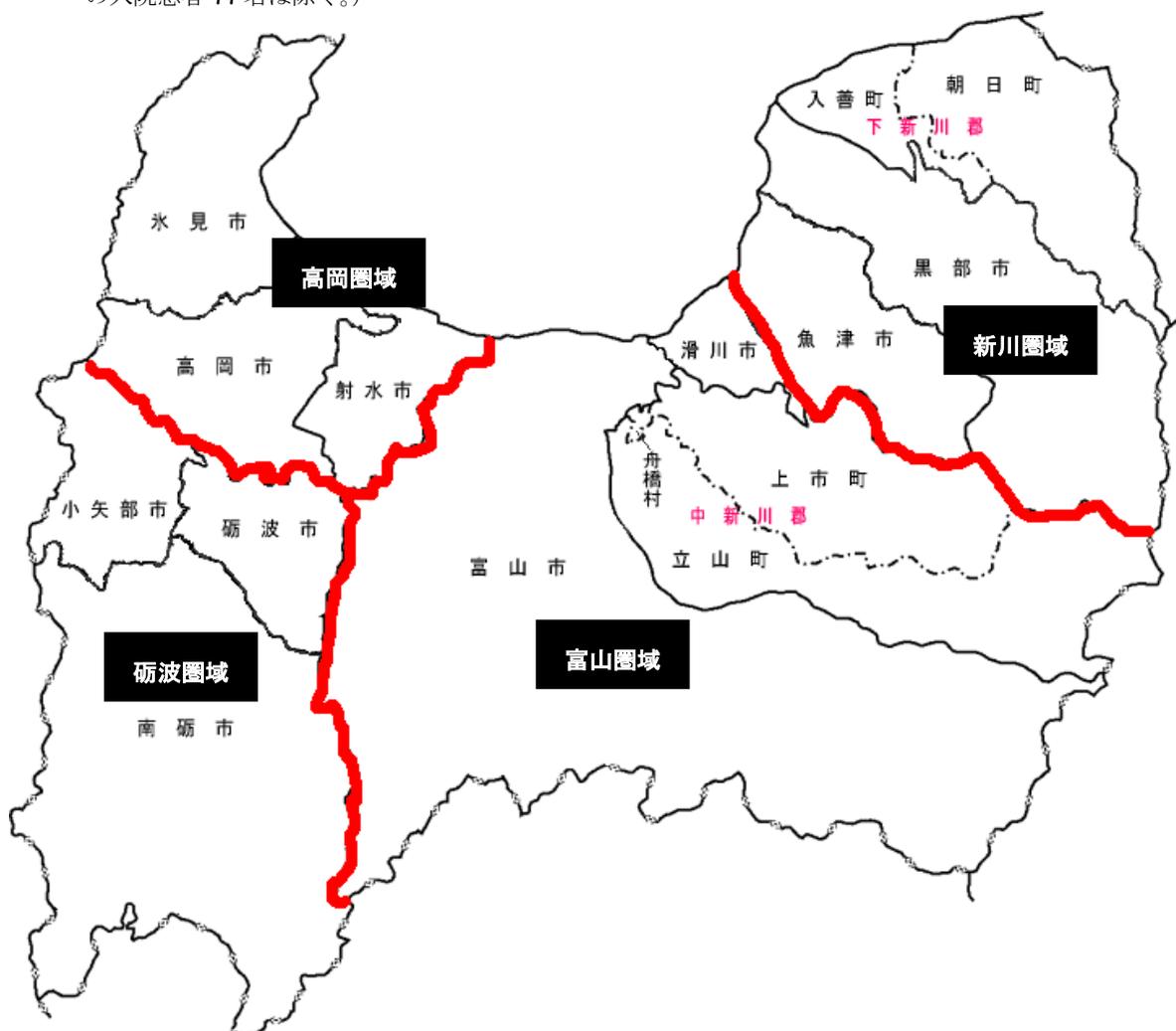
（単位：人）

圏域名	総人口	身体障害者 身体障害者 手帳 所持者数	知的障害者 療育手帳 所持者数	精神障害者		
				精神障害者 保健福祉手 帳所持者数	精神科病院 入院患者数	公費負担 通院患者数
富山圏域	507,240	24,144	3,125	1,893	1,340	4,533
高岡圏域	319,538	13,861	2,006	955	956	2,545
新川圏域	126,526	6,067	804	381	355	935
砺波圏域	135,105	6,453	952	554	399	1,153
県計	1,088,409	50,525	6,887	3,783	3,050	9,166

※23年3月31日現在（精神障害者の入院患者数及び通院患者数については23年6月30日現在）

※総人口は23年10月1日現在

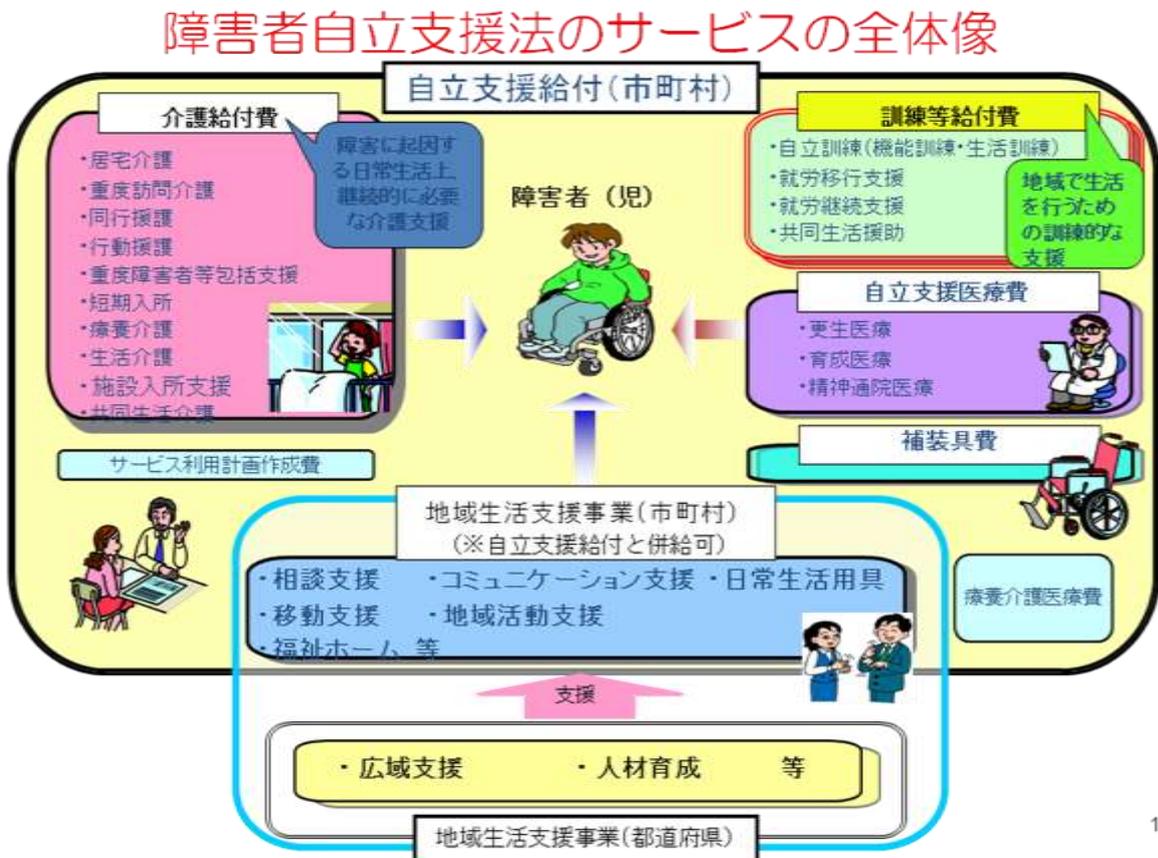
※「精神科病院入院患者数」については入院直前の住所地別の精神科病院入院患者数（但し、県外住所地の入院患者77名は除く。）



6 障害福祉サービスの体系

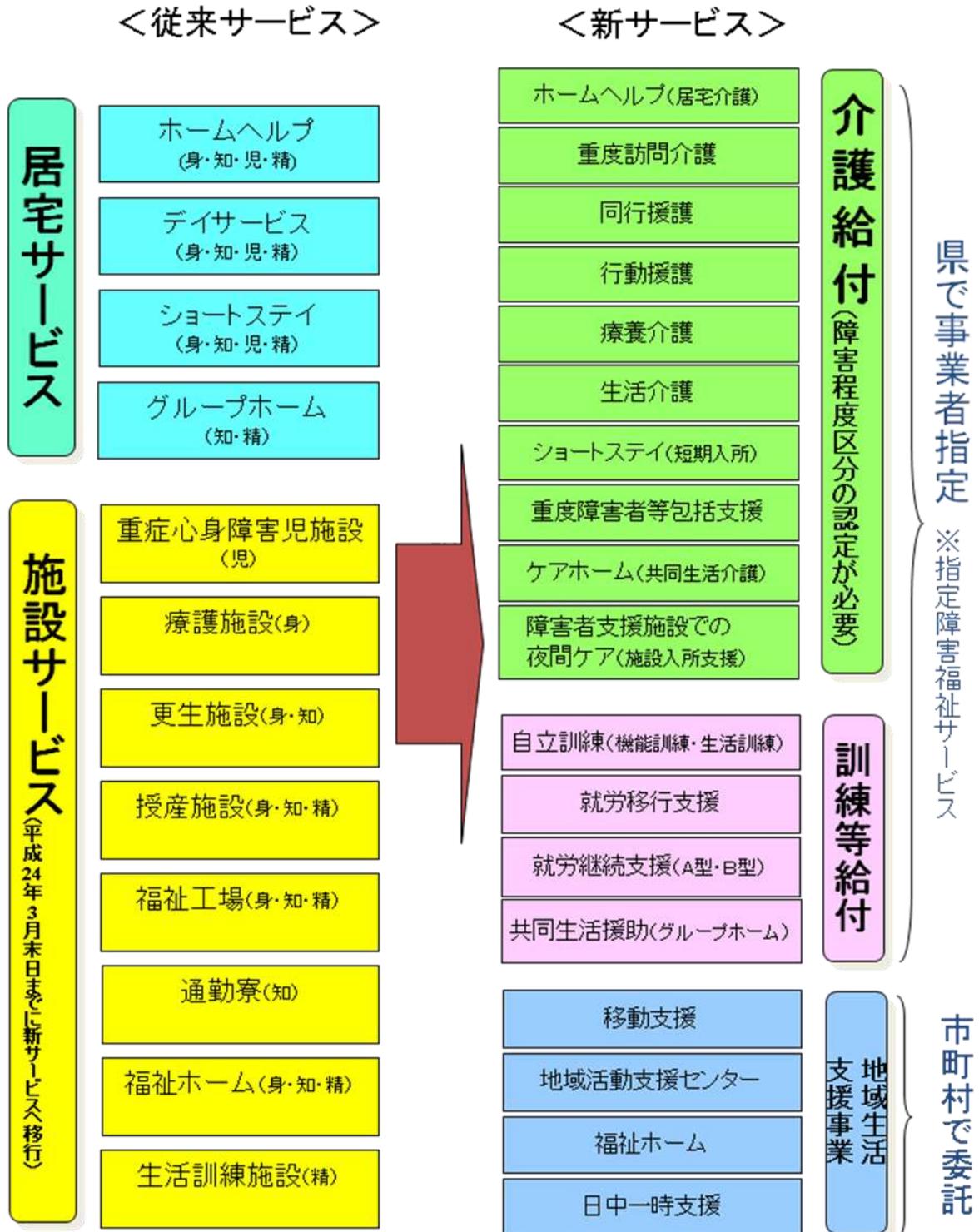
【障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像】

障害福祉サービス等は、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



【福祉サービスの体系の再編】

障害者への福祉サービスは、障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分かれていた既存施設・サービス体系を介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」に再編され、併せて「地域生活支援」「就労支援」のための事業などを対象としたサービスが創設されました。



・旧法施設サービス等については、23年度末までの経過措置期間内に新体系へ移行
 ・中核市に所在する事業者の指定については、24年4月から中核市で実施

〈指定障害福祉サービスの種類と内容〉

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	訪問系サービス
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	
	同行援護	<u>重度の視覚障害者が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の支援、排せつ、食事の介護等を行います。</u>	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人（知的障害又は精神障害）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	
介護給付	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	日中活動系サービス
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	居住系サービス
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います		
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	日中活動系サービス
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	居住系

II 平成26年度の数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成26年度を目標年度として、各市町村により設定された目標値を踏まえて、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国指針では、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行するとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本とするとされています。

本県では、第2期計画において、地域生活への移行数が国指針（第2期）を上回る約22%となるとともに、施設入所者数についても、国指針（第2期）を上回る約11%の減少となる見込みです。

第3期計画においては、地域生活への移行を引続き進める観点から、国指針に即して約 割が地域生活へ移行するとともに、あわせて平成26年度末の施設入所者数について、約 %程度の減少を見込みます。

項目	第2期 計画値 (H24.4)	H23 実績見込 (H24.4)	数 値	考え方
平成17年10月1日時点の 施設入所者数 (A)	—	—	1,620人	福祉施設※1に入所している 障害者
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	306人	359人		(A)のうち、平成26年 度末までに地域生活へ移 行※2する者の数
新規利用者数 (C)	74人	181人		
目標年度末の入所者数(D) (A-B+C)	1,388人	1,442人		平成26年度末段階での 入所者数
【目標値】 入所者減少見込数 (A-D)	232人	178人		平成26年度末段階での減 少見込数

※1 身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設の各入所施設及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホームB型

※2 住まいの場を施設からグループホーム・ケアホーム、公営住宅等へ移すこと

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国指針では、入院中の精神障害者について、以下のとおり2つの着眼点を設定し、それぞれについて適切な目標値を定めるものとされています。

【着眼点①】 1年未満入院者の平均退院率

指標：平成26年度における平均退院率を、平成20年6月30日調査比で7%相当分増加させる。

【着眼点②】 5年以上かつ65歳以上の退院者数

指標：平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、直近の状況よりも20%増加させる。

県では、地域生活への移行を進める観点から、入院中の精神障害者について、国指針に即し「1年未満入院者の平均退院率」を平成20年時点の69.7%から平成26年時点において % (対平成20年時点比 %増) とするとともに、「5年以上65歳以上の退院者数」を平成23年時点の9人/月から平成26年時点において 人/月 (対平成23年時点比 %増) とすることを目指します。

項目	基準	数値	考え方
<u>【着眼点①】 1年未満入院者の 平均退院率</u>	H20 69.7%		<u>平成20年6月30日時点を基準とし、平成27年6月30日時点における平均退院率を定める。</u>
<u>【着眼点②】 5年以上かつ65 歳以上の退院者数</u>	H23 9人/月		<u>直近※3の状況を基準とし、平成27年6月時点における退院者数を定める。</u>

※3 平成23年6月における精神科病院退院者数(5年以上かつ65歳以上)

3 福祉施設から一般就労への移行等

国指針では、平成26年度中に福祉施設から一般就労する者の数値目標として、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましいとされています。

本県では、第2期計画においても、4倍以上の117人の移行を目指しましたが、社会情勢の影響等もあり、平成22年度で年間74人の実績となっています。

このため、就労支援を通じた障害者の自立の観点から、第3期計画においても、引き続き、国指針に即して平成17年度に福祉施設から一般就労した人数（27名）の4倍以上が一般就労することを目指します。

項目	H17	第2期計画値	H22実績	数値	考え方
一般就労移行者数 (年間) (A)	27人	117人	74人		平成26年度において福祉施設※4を退所し、一般就労※5する人の数

※4 【身体障害者】更生施設、療護施設（入所、通所）、授産施設（入所、通所）、小規模通所授産施設
【知的障害者】更生施設（入所、通所）、授産施設（入所、通所）、小規模通所授産施設
【精神障害者】生活訓練施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

※5 企業等に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者、自ら起業した者

【国指針】福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労移行者数
平成26年度中に一般就労へ移行する者の数値目標として現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- 就労移行支援事業の利用者数
平成26年度末において、福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。
- 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数
平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。
- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数
平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行する者のうち、必要な者が受講できるよう目標を設定する。（3割を目安）
- 障害者試行雇用事業の開始者数
平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行する者のうち、必要な者が必要なものが活用できるよう目標を設定する。（5割を目安）
- 職場適応援助者による支援の対象者数
平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行する者のうち、必要な者が必要なものが支援をうけられるよう目標を設定する。（5割を目安）
- 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等
平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行するすべての者がセンターによる支援を受けることができるようにすることを目指す。
障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的に、すべての圏域に1か所ずつ設置することを目指す。
- ◆ 障害者雇用の推進に関する数値目標を設定して、実現に向けた取り組みを定めること。

また、この数値目標を達成するため、国指針に即して次の項目についても目標を掲げ、福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めます。

項目	第2期 計画値	H22実績	数値	考え方 ()内は国指針の目安
就労移行支援事業の利用者数	800人	111人		平成26年度末における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人数（施設利用者の約2割）
公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	117件	61件		公共職業安定所の支援を受けて、福祉施設から一般就労する件数
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	36人	1人		福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者数（(A)の3割）
障害者試行雇用事業の開始者数	59人	33人		福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数（(A)の5割）
職場適応援助者による支援の対象者数	59人	28人		福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援の利用者数（(A)の5割）
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	117人	50人		福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数（すべての者）

県では、これらの目標を実現させるための取組みとして、労働局や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連絡会議などによる連携・強化を図りながら、一般就労への移行の支援に積極的に取り組めます。

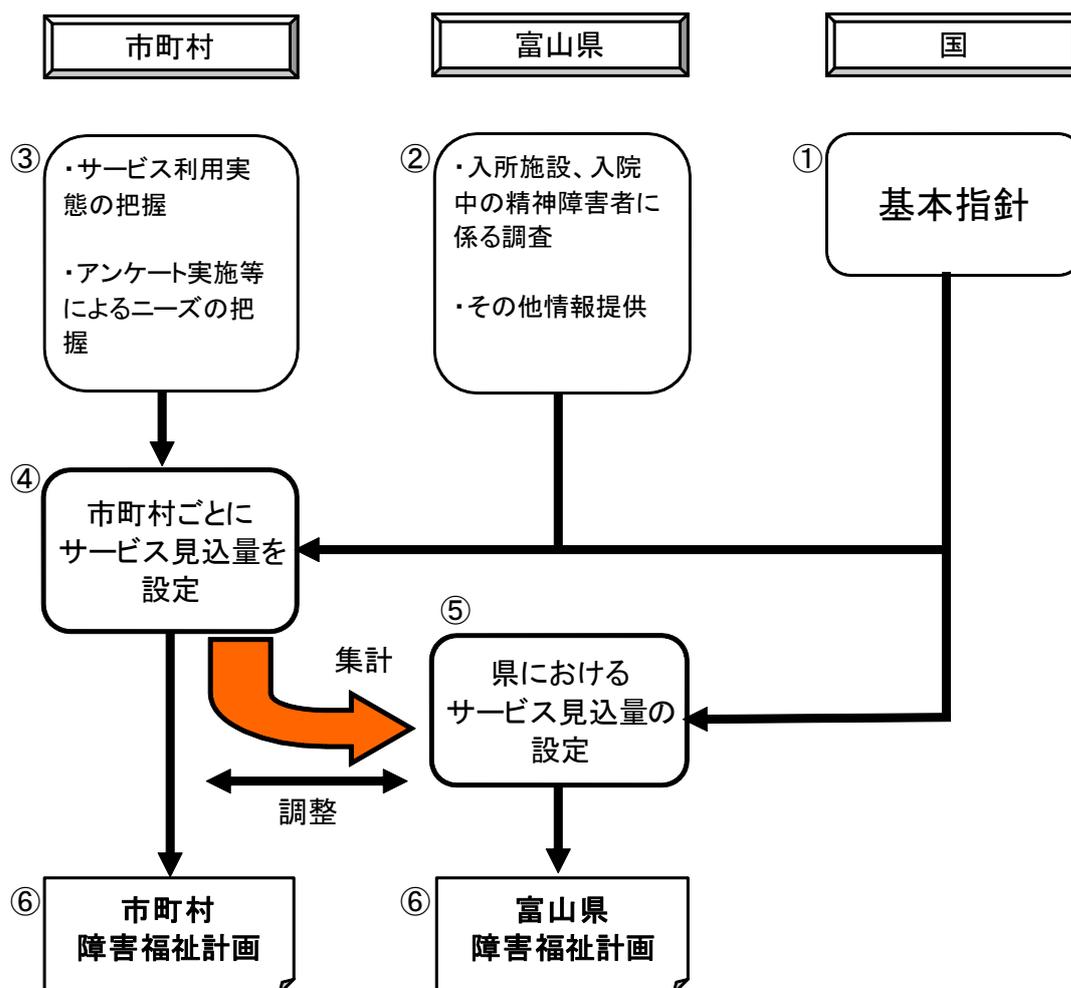
また、各事業が円滑に実施されるよう、必要に応じて国や関係機関などに対しても要望を行います。

Ⅲ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

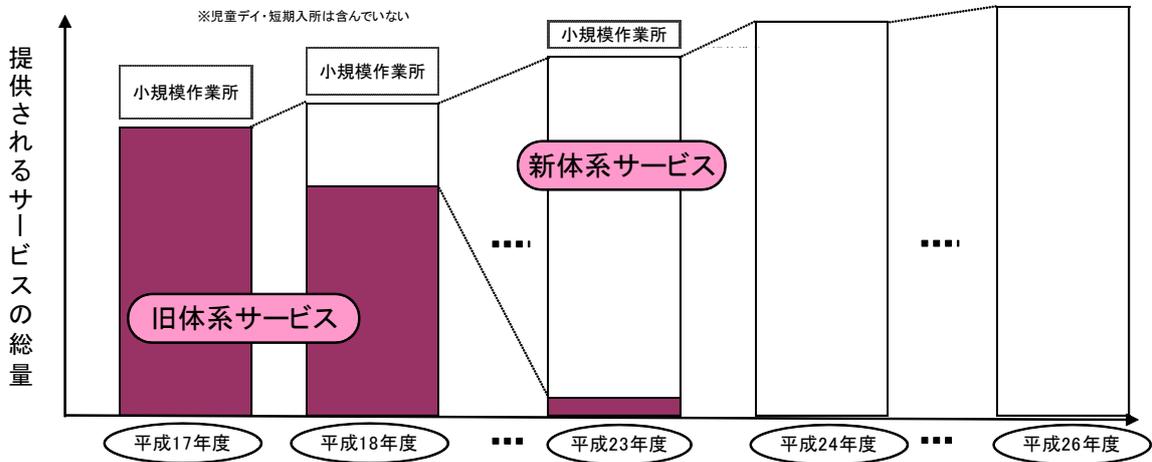
原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積上げたものを基本としながら、各サービスの必要量を見込んでいます。

【見込み量算定イメージ】



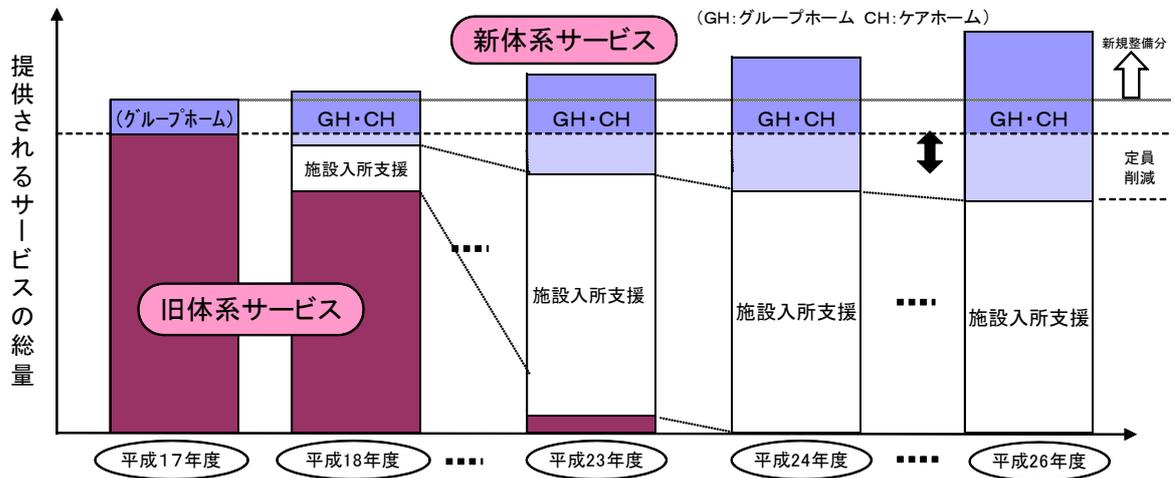
【障害福祉サービス見込み量のイメージ】

障害福祉サービス見込み量の推移イメージ(日中活動系サービス)



※上記の図は単純化して例示したものであり、実際の推移とは異なる

障害福祉サービス見込み量の推移イメージ(居住系サービス)



※上記の図は単純化して例示したものであり、実際の推移とは異なる

① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、福祉施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進することなどにより、利用者数や利用量は増加する見込みです。

なお、平成23年10月1日から開始された同行援護については、平成23年10月1日以前の地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち、重度の視覚障害者数を勘案して利用者数及び見込み量を定めています。

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		18年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度	24年度	25年度	26年度
居宅介護、 重度訪問介護、 同行援護、 行動援護、 重度障害者等 包括支援	利用者数	人	390	479	531			
	利用量	時間分	7,015	10,303	11,567			

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、新体系サービスへ移行する施設の利用者や特別支援学校高等部卒業生など、新たにサービスを利用する者が増加することから、利用者数や利用量は増加する見込みです。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		18年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度	24年度	25年度	26年度
生活介護	利用者数	人	234	982	1,586			
	利用量	人日分	2,088	16,705	28,238			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	9	11	11			
	利用量	人日分	62	115	128			
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	20	144	126			
	利用量	人日分	215	1,729	1,320			
就労移行支援	利用者数	人	24	111	147			
	利用量	人日分	457	2,081	2,634			
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	0	35	78			
	利用量	人日分	0	733	1,412			
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	359	1,318	1,458			
	利用量	人日分	6,352	23,746	26,947			
(参考)新体系 サービス計	利用者数	人	646	2,601	3,406			
	利用量	人日分	9,174	45,109	60,679			
(参考)旧体系 サービス計	利用者数	人	2,393	1,476	693			
	利用量	人日分	50,789	30,723	16,967			
(参考)合計	利用者数	人	3,039	4,077	4,099			
	利用量	人日分	59,963	75,832	77,646			

※「人日分」：月間の利用人員×平均日数

療養介護については、児童福祉法の一部改正等により、平成24年度以降、重度心身障害児施設の18歳以上の入所者を利用者数として見込んでいます。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		18年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度	24年度	25年度	26年度
療養介護	利用者数	人	18	11	10			
短期入所	利用者数	人	94	181	186			
	利用量	人日分	545	1,007	961			

※「人日分」：月間の利用人員×平均日数

③ 居住系サービス

施設入所支援については、施設から地域生活への移行を推進することから、利用者は減少する見込みです。

共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）については、施設入所支援の利用者の減少に伴い増加していく見込みです。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		18 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
施設入所支援	利用者数	人	10	476	974			
(参考) 旧法施設計	利用者数	人	1,621	1,099	584			
(参考) 合計	利用者数	人	1,631	1,575	1,558			
共同生活援助 (グループホーム) 共同生活介護 (ケアホーム)	利用者数	人	269	468	529			

④ 指定相談支援

計画相談支援については、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数及び量の見込みを定めています。

また、地域相談支援については、施設入所者や退院可能精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定めています。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		18年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	利用者数	人	14	52	61			
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数	人	—	—	—			
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数	人	—	—	—			

※計画相談支援

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証、計画の見直し 等

※地域移行支援

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談 等

※地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談 等

2 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の見込量の確保のための方策

県は、国、市町村、関係機関、サービス事業者等と連携し、指定障害福祉サービス等の必要量が確保できるよう必要な取組みを行います。

(1) 地域移行の推進

- ・ 障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、障害者への県民の理解を深める啓発活動等を実施します。
- ・ 障害者が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や、外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、市町村と連携し在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。
- ・ 富山型デイサービス事業所の立ち上げや施設整備に対する支援を図り、住み慣れた地域で高齢者、障害者（児）、児童等の区別なく一緒にサービスを提供する、富山型の福祉サービスの普及に努めます。
- ・ 地域住民と地域の保健、医療、福祉関係者（保健師、かかりつけ医、ホームヘルパー、障害者相談員等）が一緒になって地域の要支援世帯を支える「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業を展開し、障害者等が安心して生活できる環境づくりを進めます。
- ・ 入所施設利用者等が地域生活に移行できるよう、市町村や関係機関等と連携して、地域の理解促進に努めるとともに、まちなかの空き店舗や空き家等の既存の社会資源を積極的に活用し、地域密着型の住まいの場（グループホーム等）や日中活動の場（地域活動支援センター等）の確保に努めます。
- ・ 障害者のグループホーム設置促進のため、グループホーム等の整備を支援するとともに、認知症高齢者グループホーム、富山型デイサービス事業所、介護あんしんアパートなどとの多様な併設型グループホームの整備を支援します。
- ・ 精神障害者が地域生活に移行できるよう、普及啓発やピア・フレンズ等地域生活を支援する人材の養成を行うとともに、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。
- ・ 厚生センター、市町村、児童相談所、保育所、児童発達支援センター等及び医療機関の連携を強化して、乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等を充実し、障害児やその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制、相談支援体制の充実に努めます。

- ・ 県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所予定者のうち、障害を有するなどの理由により、出所後に福祉サービスが必要とされる障害者等に対し、円滑にサービスが提供されるよう支援を行い、再び罪を犯すことなく地域で生活できるようにします。

(2) 就労支援の強化

- ・ 企業での障害者雇用率の達成に向け、富山労働局が行う雇用率未達成企業への指導を支援するとともに、障害者雇用推進員の活用や、障害者雇用を進める企業の取組み事例の情報発信等により、障害者の雇用促進についての普及・啓発を進めるなど、企業での雇用機会の拡大に努めます。
- ・ 雇用環境の厳しい知的・精神障害者の雇用を促進するため、知的障害者や精神障害者を多数雇用する事業所に対して支援します。
- ・ 障害者一人ひとりに応じた就労と職場定着が進むよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用促進等を進めるとともに、短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」の推進や職場適応訓練、障害の態様に応じた職業訓練等の一般就労に向けた取組みを充実します。
- ・ 雇用、福祉、教育の連携による就労支援を強化するため、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、サービス事業者及び特別支援学校等による就労支援のネットワークづくりを進めます。
- ・ 福祉施設利用者の就労意欲を高めるため、県工賃向上支援計画に基づき、障害者就労支援事業所における営業・販売補助員の配置による販路拡大、企業を対象とした展示商談会の開催等による工賃の向上を図るとともに、経営コンサルタント派遣による経営改善や、事業所職員、利用者への研修など、障害福祉サービス事業者へ支援等を行います。また、サービス事業者間、経済団体とのネットワークの構築や、商品の共同受注、共同開発など様々な方策を検討します。
- ・ 県や市町村において、政策目的随意契約制度を活用し、障害者就労支援事業所からの物品の調達など、優先的発注に努めます。
- ・ 特別支援学校生徒の社会自立、職業自立を積極的に推進するため、教育、労働、福祉、企業、保護者等からなるインターンシップ推進委員会を各特別支援学校に設置するとともに、職場開拓、就業体験、就職後のアフターケア等の充実に努めます。

- ・ 特別支援学校生徒等の就労支援を図るため、個別の教育支援計画を作成し、関係機関、福祉施設、企業や富山型デイサービス事業所等との情報の共有化に努める等、一層の連携を図ります。
- ・ 高等特別支援学校の開設など、企業や福祉・労働等関係機関との連携による就労支援の仕組みの充実に努めます。

(3) 市町村に対する支援体制の強化

- ・ 障害者自立支援法に基づく制度が、市町村において円滑に運用されるよう、指定サービス事業者等の各地域における社会資源に関する情報等の収集を行い、市町村への情報提供に努めます。
- ・ 相談支援体制など広域的な取り組みが必要なものについて、必要な調整や助言を行います。
- ・ 市町村間のサービスに格差が生じないよう市町村間の連絡会等を開催し、情報共有化に努めます。
- ・ 障害者のニーズに的確に対応したサービスが円滑に提供されるよう、市町村からの照会等に対応するとともに、各種研修会、説明会等を実施し、人材の養成や従事者の資質向上を図ります。

IV 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

指定障害者支援施設の必要入所定員総数は、平成26年度までの各年度及び平成26年度における市町村の見込むサービス量を確保するとともに、地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホーム等の充実を図りながら、施設入所から地域生活への移行を進めることにより、入所施設定員__名程度の減少を見込みます。

【必要入所定員総数】

区 分	H18	第2期 計画値 (H24.4)	増減 (B-A)	H23 実績見込 (H24.4)	H24	H25	H26	増減 (C-A)
	A	B		C				
指定障害者支援 施設入所定員 (新体系)	0	1,404	1,404	1,459				
旧法指定施設等 入所定員(※)	1,692	—	△1,692	—				
計	1,692	1,404	△288	1,459				

※ 身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設の各入所施設及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホームB型

[考え方] 入所者削減目標(△__人、△__%)を基に設定。入所定員の削減に対応し、地域における居住の場であるグループホーム等の基盤整備を促進。

注) 市町村のサービス入所者減少見込数には県外施設利用者を含み、必要入所定員総数は県外からの利用者を含む県内施設の定員を定めています。

V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置

1 サービス提供にかかる人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

サービス提供に係る専門職員であるサービス管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとなっていることから、これらの者の養成研修を実施し、事業所に必要な人材を確保します。

居宅介護従業者、重度訪問介護従業者、同行援護従業者、行動援護従業者sなどの養成研修を実施し、サービスが適切に提供されるために必要な人材の確保に努めます。

その他、障害程度区分認定調査員や市町村審査委員会等への研修を実施し、サービスの適正な支給決定が確保されるよう努めます。

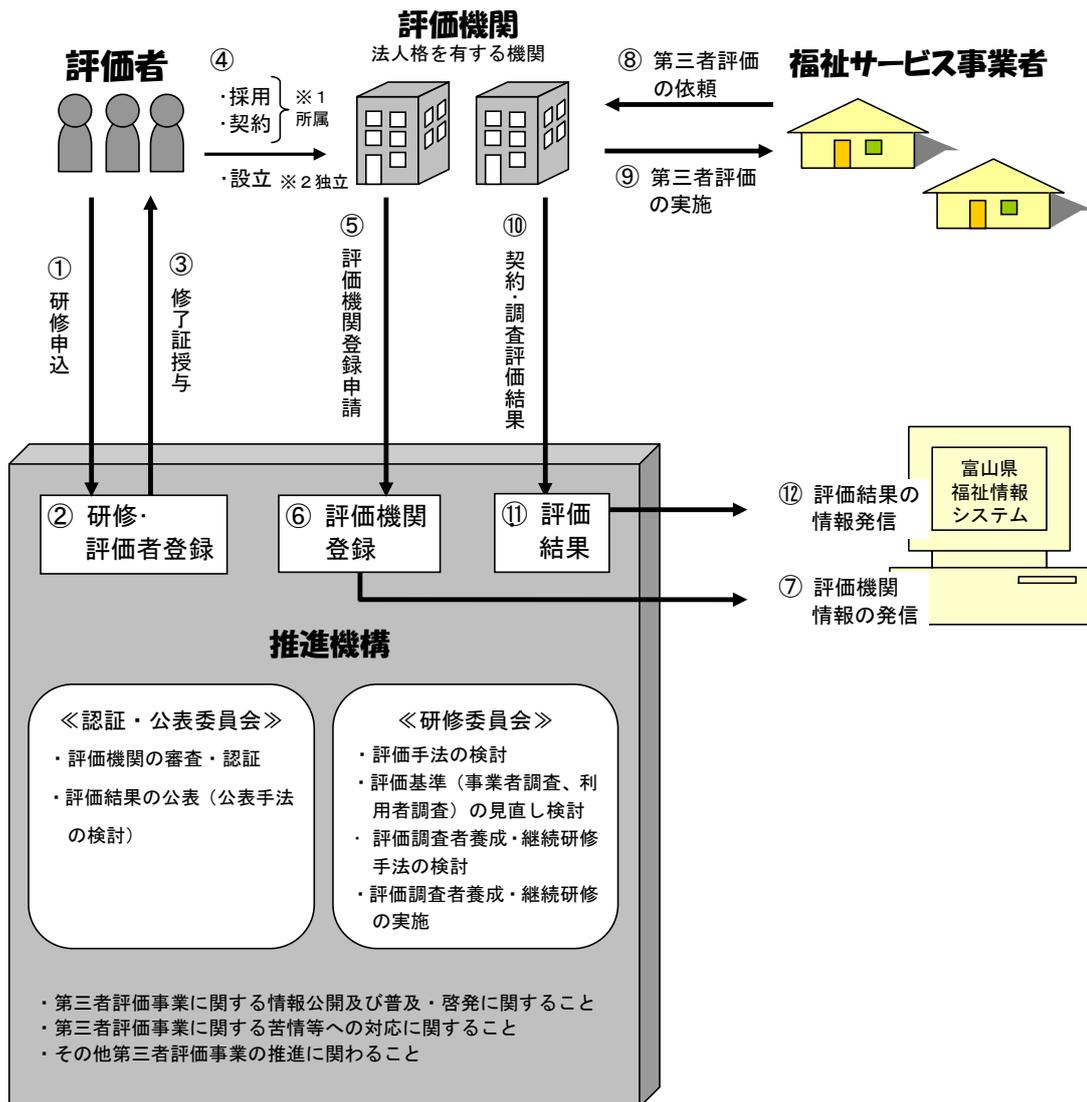
また、これらの研修を着実に実施するため、サービス管理責任者研修、相談支援従事者養成研修等に関する国の指導者研修への派遣を行うなど、指導者の養成を図ります。

2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

利用者本位の質の高い福祉サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営方法やサービスの提供の方法などにおける問題を把握し、その改善を行うことが重要なことです。この一つの手段として、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する「福祉サービス第三者評価制度」が設けられています。

また、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者は適切なサービスの選択に活用することができます。

このように、福祉サービス第三者評価制度の活用が図られることは、福祉サービスの向上と利用者の適切なサービスの選択に資することとなるものであり、県では福祉サービス第三者評価制度が多くの福祉サービス提供事業者を活用されるよう努めます。

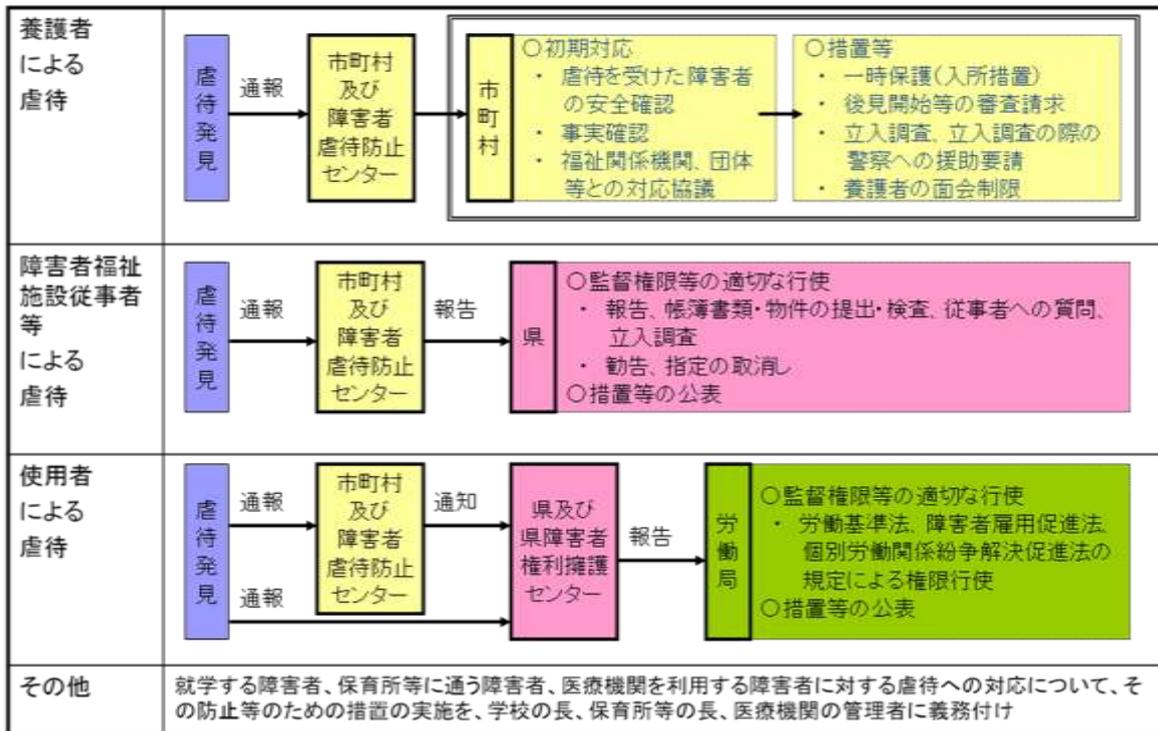


3 障害者に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行も踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

県では、今後、県障害者権利擁護センター（仮称）を設置するとともに、市町村（障害者虐待防止センター）はじめ関係機関・団体等からなるネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。

障害者虐待防止に係る基本的スキーム



VI 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

本県の地域生活支援事業では、障害者のニーズを踏まえた必要な事業の量と質が確保されるよう配慮しながら、主に、専門性の高い相談事業や人材育成など広域的見地からの支援事業に取り組みます。

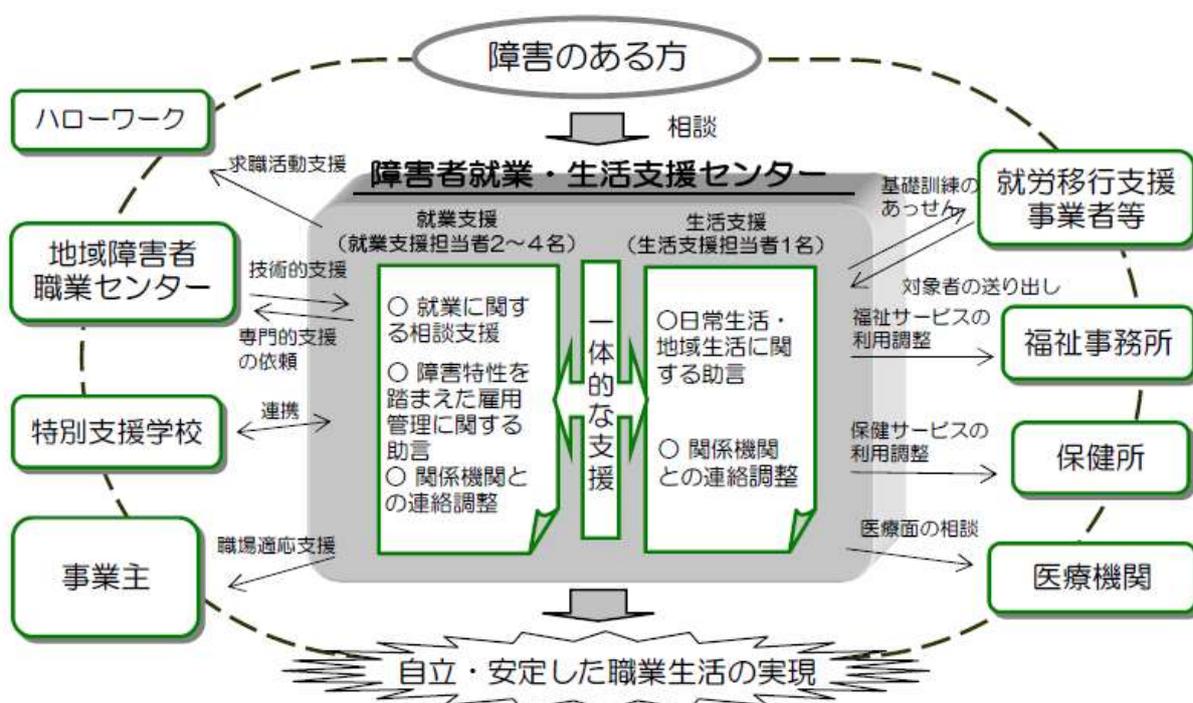
事業名	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1) 専門性の高い相談支援事業										
① 発達障害者支援センター運営事業	2	1,259	2	1,250						
② 障害者就業・生活支援センター	4	1,197	4	1,290						
③ 高次脳機能障害支援普及事業	1	73	1	80						
④ 障害児等療育支援事業	9		9							
(2) 広域的な支援事業										
① 県相談支援体制整備事業	2		2							
② 県自立支援協議会	有		有							

1 専門性の高い相談支援事業

(1) 障害者就業・生活支援センター事業

各障害保健福祉圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、職場体験、求職活動、職場定着相談などの就労支援や、健康管理、住居、年金などの生活設計に関する助言などの日常生活、社会生活上のきめ細やかな相談体制により、障害者の就労継続と地域における自立した生活を支援します。

雇用と福祉のネットワーク

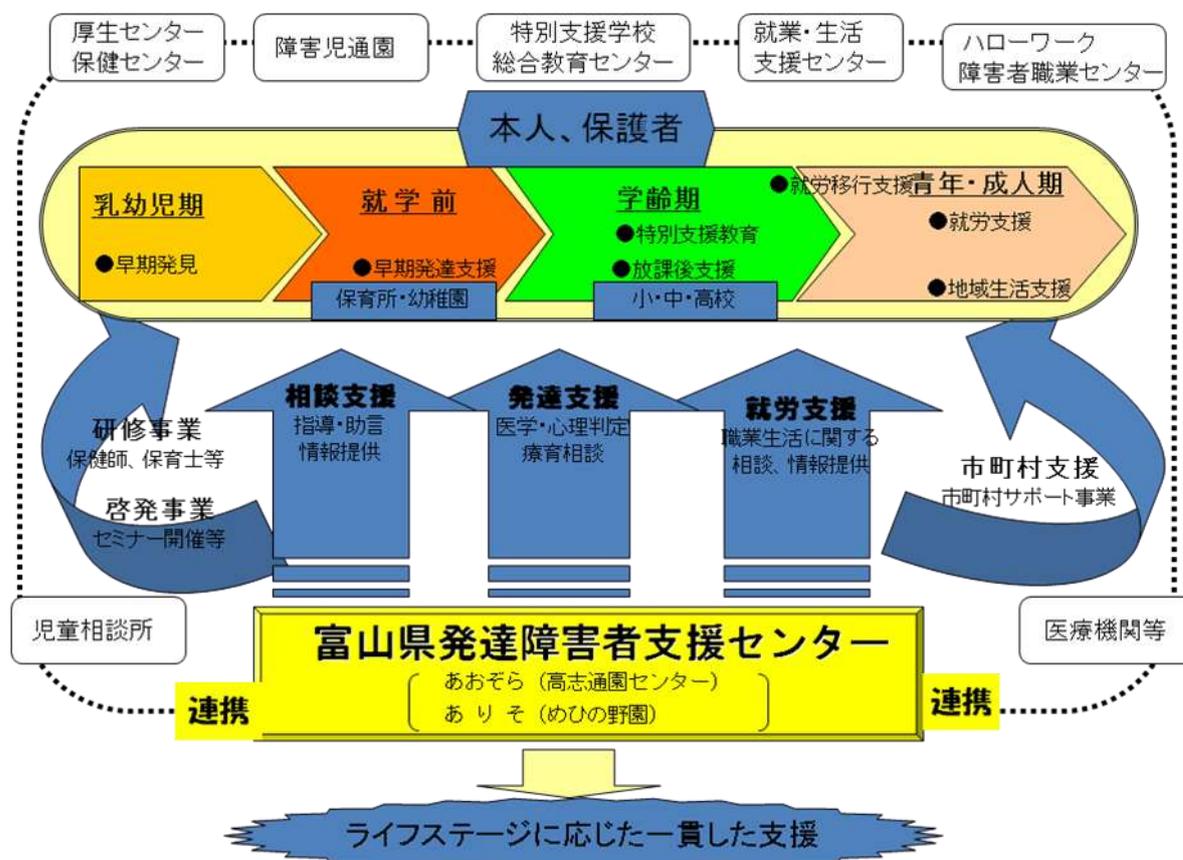


区分	設置主体	設置場所	指定時期
富山圏域	(福)セーナー苑	セーナー苑(富山市)	H14.12
高岡圏域	(福)たかおか万葉福祉会	かたかご苑(高岡市)	H16.9
新川圏域	(福)新川むつみ園	新川むつみ園(入善町)	H18.3
砺波圏域	(福)溪明会	障がい者ホールセンターきらり(砺波市)	H20.3

※ センターは障害種別に関わらず利用できます。

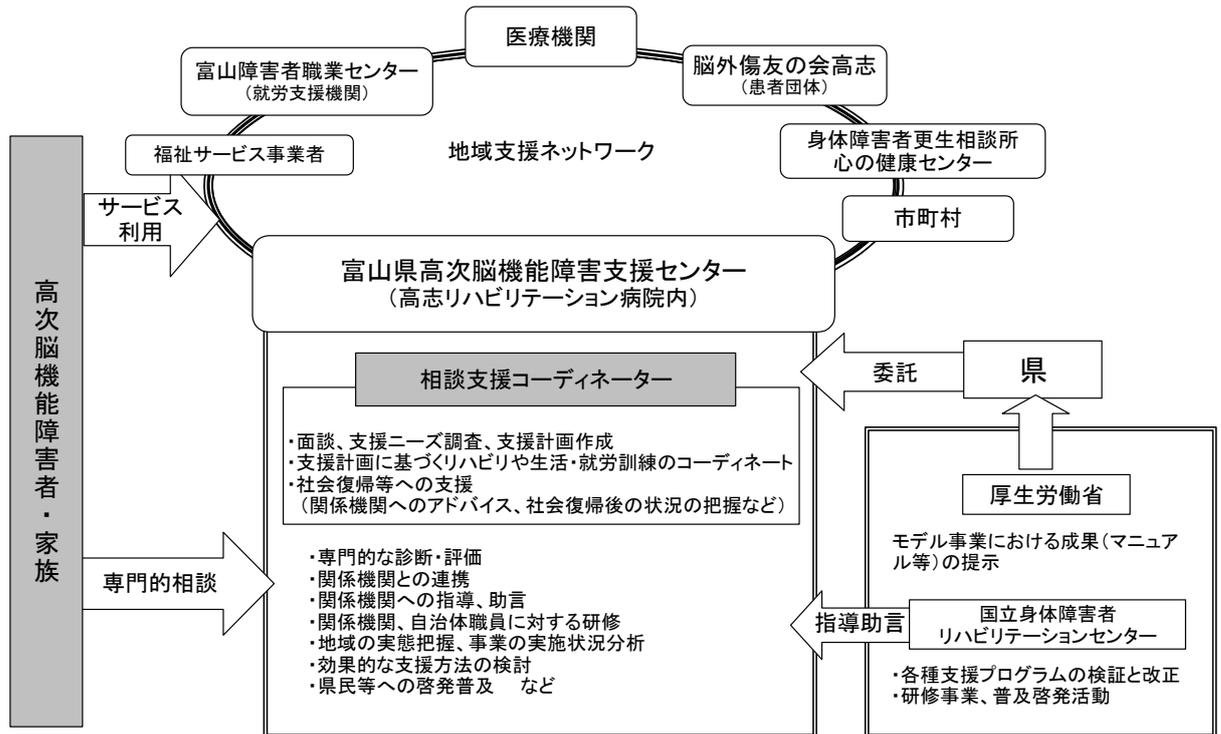
(2) 発達障害者支援センター運営事業

富山県発達障害者支援センター（平成15年7月開設）において、発達障害に関する理解を深めるための普及啓発に努めるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関との連携を強化し、発達障害者やその家族に対する相談、就労などの総合的な支援を行います。



(3) 高次脳機能障害支援普及事業

富山県高次脳機能障害支援センター（平成19年1月開設）において、高次脳機能障害に関する理解を深めるための普及啓発に努めるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関との連携体制を整備し、高次脳機能障害者やその家族等への相談、就労などの総合的な支援を行います。



(普及啓発用漫画冊子)

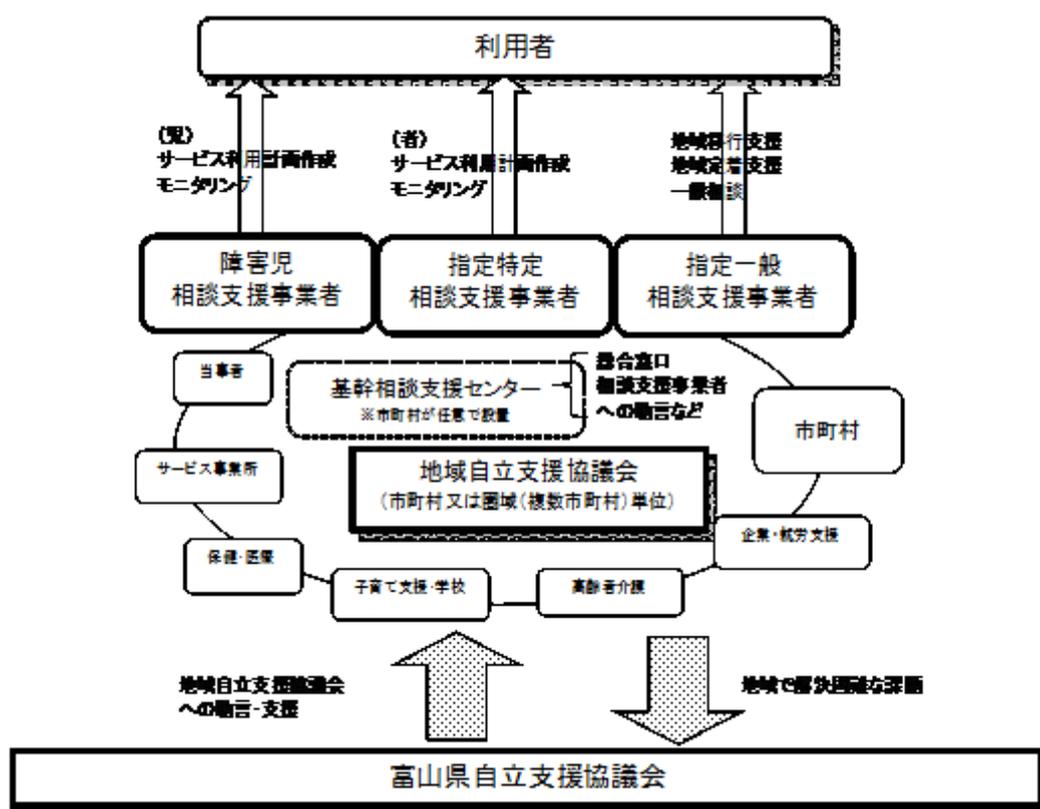


2 広域的な支援事業

(1) 障害者の地域生活を支えるネットワークの構築

地域自立支援協議会（市町村又は圏域単位）を中心とした相談支援体制の第一層の充実・強化を図り、障害者からの相談対応、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。

県は、広域的な立場から、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関で構成される「富山県障害者自立支援協議会」（平成20年6月設置）により、市町村の取り組みを支援しています。



<地域自立支援協議会の状況>

圏域	協議会名	構成市町村
新川	新川地域自立支援協議会	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
富山	滑川・中新川障害者地域自立支援協議会	滑川市、舟橋村、上市町、立山町
	富山市障害者自立支援協議会	富山市
高岡	射水市地域自立支援協議会	射水市
	高岡市障がい者自立支援協議会	高岡市
	氷見市地域自立支援協議会	氷見市
砺波	砺波地域障害者自立支援協議会	砺波市、小矢部市、南砺市

(2) 障害児等療育支援事業

障害者施設や障害児通園施設において、在宅の重症心身障害児等の身近な地域における生活を支えるため、市町村と連携しながら、家庭訪問や外来による養育相談等の療育機能の充実を図ります。

事業名	圏域	実施施設	実施年月
療育拠点施設事業	全県	県高志通園センター	H9.1～
療育等支援施設事業	新川	新川むつみ園	H10.4～
		つくし学園	H15.4～
	富山	四ツ葉園	H15.4～
		富山市恵光学園	H15.4～
	高岡	かたかご苑	H11.4～
		きずな学園	H19.4～
	砺波	溪明園	H14.4～
		わらび学園	H15.4～

3 各種人材の養成

居宅介護や行動援護サービス等が良質かつ適切に提供されるよう居宅介護従事者等の養成研修を行います。また、障害者等の自立と社会参加が十分図られるよう手話通訳者やボランティア等の養成研修を行います。

事業名	22年度 まで	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度 まで
	養成 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数
①居宅介護従業者養成研修	371	14				
②同行援護従業者養成研修	0	24				
③行動援護従業者養成研修	126	28				
④登録手話通訳者養成研修	71	5				
⑤盲ろう者通訳・介助員養成 研修	40	10				
⑥パソコンボランティア養成 研修	22	2				
⑦障害者スポーツ指導員養成 研修	515	24				
⑧サービス管理者責任者養成 研修	662	160				
⑨移動支援従業者養成研修	444	8				
⑩相談支援従事者養成研修	466	85				

4 その他

(1) 生活訓練事業

障害者等の生活の質的向上を図るため、障害特性に応じた、日常生活上必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。

○技能講習関係

点字講習会、IT関連講習会、無線教室

○機能訓練関係

歩行訓練講習会、会話講座、オストメイト社会適応訓練講習会

リハビリ教室、車椅子社会適応訓練講習会、

音声機能障害者発声訓練講習会

○日常生活動作関係

家庭生活教室、健康教室、文化・教養教室、交通安全教室

(2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者が身近な地域でスポーツに親しめるよう、障害者スポーツ指導者の養成等、環境整備を推進します。

また、障害者がスポーツ・レクリエーションを通じて健康の維持、体力の増進を図るとともに、県民の障害者に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、障害者のスポーツ大会（陸上競技大会、水泳競技大会、卓球競技大会、フライングディスク競技大会等）、スポーツ教室等を開催します。

(3) 芸術・文化講座開催等事業

障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽界など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の自立と社会参加を促進するため、各障害保健福祉圏域ごとに、写真、押絵等の芸術・文化教室や障害者作品展等を開催します。

(4) 普及・啓発

心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスター募集、障害者週間キャンペーンやパンフレット等により、障害や障害者に対する県民の理解促進に努めます。

Ⅶ 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

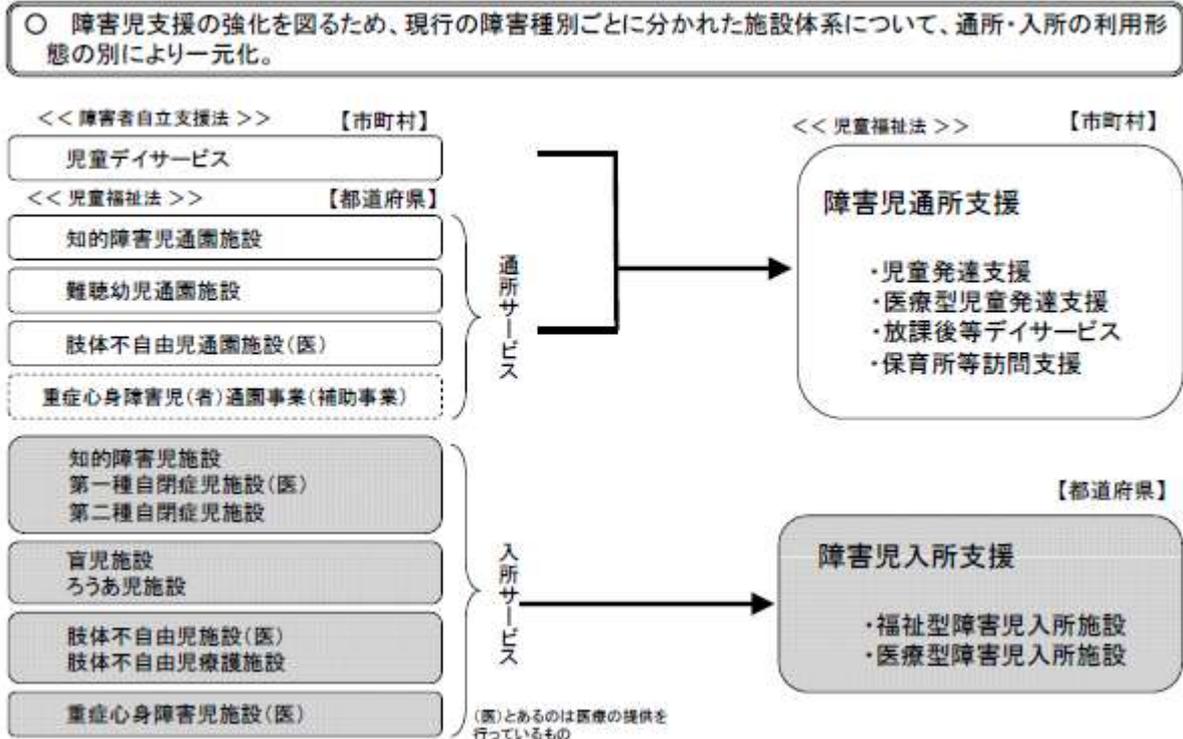
県の関係部局や各市町村、富山労働局をはじめ関係機関・団体等との連携・協力体制を整え総合的な施策推進に取り組めます。

また、サービス見込量や数値目標の達成状況については、県障害者施策推進協議会に報告し、点検、評価を受けるとともに、その内容について、インターネットのホームページ等への掲載による情報提供に努めます。

VIII 障害児支援のための計画的な基盤整備

児童福祉法の一部改正等により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、平成24年4月から、現行の知的障害児施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれた施設体系について、通所による支援を「障害児通所支援（児童発達支援等）」に、入所による支援を「障害児入所支援（障害児入所施設）」にそれぞれ一元化されました。

障害児施設・事業の一元化 イメージ



<障害児通所支援>

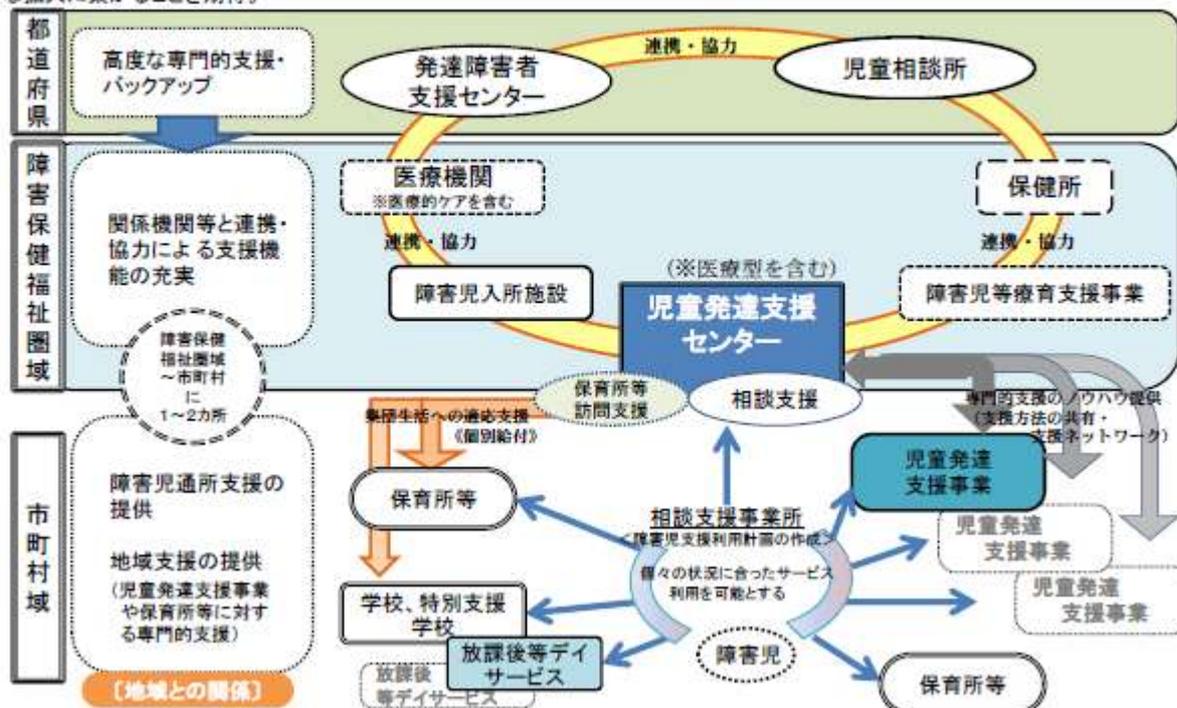
事業種別	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与及び治療の提供
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与
保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与
児童発達支援センター	施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設

<障害児入所支援>

事業種別	内容
福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、知識技能の付与
医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ(案)

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



県内の障害児施設については、平成24年4月に新体系に移行しました。

児童発達支援については、通所により利用する身近な療育の場として、より近接した地域において量的な拡大を図っていくとともに、各障害別に関わりなく適切な支援が受けられるよう支援の質の確保を図ります。また、児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かるサービスの質の担保と量的な拡大を図ります。

障害児入所施設（福祉型）については、重度・重複化への対応や障害者施策に繋ぐための自立支援の機能を強化するなど、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指します。障害児入所施設（医療型）については、専門医療と福祉が併せて提供されている従来の形態を踏まえ、専門性を維持するとともに、複数の機能を併せ持つものとなります。

また、県立高志学園、富山県高志通園センター、富山県高志リハビリテーション病院を再編し、新リハビリ病院と附属子どもセンター（仮称）として整備し、重症の心身障害児等に対する支援の充実を図ります。

○児童発達支援センター

施設名	運営主体	定員	従来の施設種別
富山県高志通園センター	(福) 富山県社会福祉総合センター	30	難聴幼児通園施設
		40	肢体不自由児通園施設
富山市恵光学園	(福) 富山市桜谷福祉会	36	知的障害児通園施設
魚津市立つくし学園	(福) 魚津市社会福祉協議会	20	知的障害児通園施設
砺波広域圏わらび学園	(福) わらび学園	30	知的障害児通園施設
高岡市きずな学園	高岡市	30	知的障害児通園施設
		40	肢体不自由児通園施設

○障害児入所施設（福祉型）

施設名	運営主体	定員	従来の施設種別
県立黒部学園	富山県	50	知的障害児施設
県立砺波学園	富山県	50	知的障害児施設

○障害児入所施設（医療型）

施設名	運営主体	定員	従来の施設種別
県立高志学園	富山県	72	肢体不自由児施設
あゆみの郷	(福) 秀愛会	57	重症心身障害児施設
富山病院	独立行政法人国立病院機構	160	重症心身障害児施設
北陸病院	独立行政法人国立病院機構	40	重症心身障害児施設